

川西市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 18 号

川西市財務規則の一部を改正する規則

川西市財務規則（平成5年川西市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項を削る。

第15条の見出し、同条及び第19条第5号中「充当」を「充用」に改める。

第43条第2項第12号中「第2号から第7号まで及び第9号」を「第2号から第9号まで及び第15号」に、「第8号」を「第10号から第14号まで」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第8号から第11号までを6号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の6号を加える。

- (8) 使用料
- (9) 手数料
- (10) 賃貸料
- (11) 貸付金の元利償還金
- (12) 寄附金
- (13) 物品売払代金

第141条第1項中「証拠書類」を「証拠書類（電磁的記録は除く。次項において同じ。）」に改める。

第150条を第152条とし、第149条を第151条とし、第148条の次に次の見出し及び2条を加える。

（電磁的記録による作成等）

第149条 この規則の規定により作成し、又は保存することとされている書類等（書類、計算書その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成又は保存をもって、当該書類等の作成又は保存に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

第150条 この規則の規定による書類等の提出若しくは送付又は書類等による通知につ

いては、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、市長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法をもって行うことができる。

別表第3—1中「（電子計算機上のデータ可）」を削る。

別表第6中

「

こども未来部	こども若者相談センター	課長	課に所属する職員で出納員が指定したもの
--------	-------------	----	---------------------

」

を

「

こども未来部	こども若者相談センター	所長	課に所属する職員で出納員が指定したもの
--------	-------------	----	---------------------

」

に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。